

〔貞丈雜記調度〕一とのゐ物の袋と云ふは、夜具を入る袋なり、今番袋と云ふ物なり、とのゐ物とは夜著の事なり、小袖之部に記す拵様の法式もなく、上ざしをする迄の事なり、此の事を世に知る人少し、源氏物語の内に、とのゐ物の袋といふ事あるを、歌學者などは、殊外の秘事とするは、をかしき事なり、上ざし袋を夜具入る程に、大にぬひたる也、

〔ねざめのすさび〕とのゐもの、袋

河海抄に、殿上番直人の名字書たる簡號、日給簡を納る袋歟と云るし給ひしは、大なる誤なるよしは、既に先達もいへり、さてこの袋は、俗にいふ番袋なりと契冲のいへり、されどたしかなる證文をひかず、今考るに、うつぼ物がたり藏開卷に云、かくて一二日ありて、大將殿うちのおほせられし書どももたせて參給て、そのよし奏せさせ給ふ云々、略○中 夕暮に殿上に出給て、宮に御ふみ奉れ給、まかで侍りなんとすれど、御書きこしめしとして、夜つかうまつれと仰らるれば、なん、夜さむをいかにとなん、南の御方おはしまさせ給て、もろともにいぬめして、御前にさぶらはせ給へ、まかで侍るまでは御帳のうち出させ給な、おいらかにといふ事侍るなり、まことやとのゐもの給はせよ、わいても衣だにとかたらひにてなめし、中務の君よみきこえ給へとて奉り給へば、あかいろのおりもの、たゞのあやのみにわた入て、まろきあやのうちきかさねて、六尺ばかりのふるきのかはぎぬ、あやのうらつけてわたいれたる、御つゝ、みにつゝ、ませ給をきくちばかり、御衣篋一よろひに、いとあからかなるあやかいねりのうちき一かさね、おなじあやのうちきかさねて、みえがさねのよるの御袴、おりもの、なほしきぬき、かいねりがさねの下がさねをいれてつゝ、みたり、いろか、うちめ、よになくめでたし、はなちの篋、ゆするつきのぐなど奉れ給、御返事は中務の君かくなど聞えさせつれば、御とのゐもの奉らせ給、よさむはなにともまたおぼし、まらずとなん、いぬ宮はさおぼし聞えさせよとなんとて奉れ給へば、大將見給てあぢきな